

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	神戸植物防疫所 大阪支所
部署の業務内容	輸出入植物の検疫業務

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	国民各層からの意見、苦情、情報提供などに対しては、日頃から丁寧・誠実・迅速・親切に対応を心掛けており、特段の批判等はなかった。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、 要請等 への対 応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	OTO苦情窓口、意見箱を設置して業者等の意見を聞くようにしているが、意見等はなかった。 植物防疫所HPへの質問は、平成20年11月以降に10件あったが、事案によっては上局とも協議し、迅速・丁寧に対応できていた。 港のフルオープン化対応のため土祝祭日も職員を配置しているが、これ以外の時間外の検疫業務等を含めてすべて要望どおり対応できていた。 上述のとおり丁寧に対応しており、特に国民から苦情、批判等はなかった。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	植物検疫くん蒸安全旬間中に、関係者37名が参集した説明会を開催し危害防止等について注意喚起を行った。 EU諸国向け植物類の輸出条件の変更については、栽培者等の関係者へ電話、ファクスで直接、迅速に情報提供した。 アメリカ・カナダから要求のあるマイマイガに関する施策については、関係先に出向き、港湾管理者等に直接説明、情報提供するとともに協力依頼した。また、説明会での要望事項については直ちに上局へ報告し対応することとした。 総務省の行政評価に関する勧告に基づき、検査場所等への移動方法を変更する旨、植物検疫協会、コンテナヤード関係者、検査消毒場所管理者等に対し直接説明し理解が得られたことから、防疫官自ら官用車等で移動することへの変更が円滑に実施された。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
	業の振 興と消 費者の 利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	輸入検査の結果、害虫が発見された場合、法令に基づいた消毒を命令している。命令に当たっては、残留基準値を超えるようくん蒸は認めていない。
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	くん蒸基準は、国内外の文献調査、試験結果の蓄積データ等の検討結果により設定されている。 当該くん蒸基準は、輸入検査で発見される検疫有害動物の種類により使用する薬剤・薬量・消毒時間などが定められており、残留基準値を超えるようくん蒸は認めなかった。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務への 反映			
			
			